

仲裁人及び調停人候補者の選定並びに助言者の委嘱に関する指針改正

現行	改正案
タイトル上部改正履歴	
2007年3月30日公表から2008年5月12日改訂まで省略 2009年4月1日改訂	2007年3月30日公表から2008年5月12日改訂まで省略 2009年4月1日改訂 <u>2014年4月1日改訂</u>
第1項	
<p>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁規則第20条第3項¹、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第23条第4項²及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第23条第3項³におけるスポーツ仲裁人候補、及び特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則第5条⁴におけるスポーツ調停人候補について、下記の要件をすべて具備することを条件として選定し、スポーツ仲裁人候補者リスト及びスポーツ調停人候補者リストをそれぞれ作成する。</p> <p>以下は省略する。</p>	<p><u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁規則第20条第3項¹、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第23条第4項²、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第23条第3項³、<u>日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第21条第4項⁴、加盟団体スポーツ仲裁規則第20条第3項⁵におけるスポーツ仲裁人候補、及び特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則第5条⁶におけるスポーツ調停人候補</u>について、下記の要件をすべて具備することを条件として選定し、スポーツ仲裁人候補者リスト及びスポーツ調停人候補者リストをそれぞれ作成する。</u></p> <p>以下は省略する。</p>
第2項	
<p>特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則第17条第2項⁵に定める助言者は、…以下は省略する。</p>	<p>特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則<u>第17条第2項⁷</u>に定める助言者は、…以下は省略する。</p>
(注釈)	
注1から3は省略する。	<p>注1から3は省略する。</p> <p><u>4 日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第21条第4項は、前掲注1に掲げた条文と同文である。</u></p> <p><u>5 加盟団体スポーツ仲裁規則第20条第3</u></p>

<p>4 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん) 規則第 5 条は、「日本スポーツ仲裁機構は、調停人候補を掲載したスポーツ調停人候補者リストを作成し、必要に応じ随時更新するものとする。」と規定している。</p> <p>5 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん) 規則第 17 条第 2 項は、「調停人が弁護士ではない場合には、調停の実施に当たり、法令の解釈適用に関する専門的知識に基づく助言を得ることができるようにするため、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ調停人候補者リストに掲載されている弁護士(以下「助言者」という。) 1 名を選任し、その者からの助言を受けることができるよう措置する。」と規定している。</p>	<p><u>項は、前掲注 1 に掲げた条文と同文である。</u></p> <p>6 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん) 規則第 5 条は、「日本スポーツ仲裁機構は、調停人候補を掲載したスポーツ調停人候補者リストを作成し、必要に応じ随時更新するものとする。」と規定している。</p> <p>7 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん) 規則第 17 条第 2 項は、「調停人が弁護士ではない場合には、調停の実施に当たり、法令の解釈適用に関する専門的知識に基づく助言を得ることができるようにするため、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ調停人候補者リストに掲載されている弁護士(以下「助言者」という。) 1 名を選任し、その者からの助言を受けることができるよう措置する。」と規定している。</p>
---	--